

# あいちトリエンナーレ2013

## マーク等使用取扱要綱

平成25年4月8日作成

あいちトリエンナーレ2013  
公式ショップ運営事務局

## 「あいちトリエンナーレ2013」マーク等使用取扱要項

### はじめに

あいちトリエンナーレ2013の名称のロゴタイプ、シンボルマーク（以下「マーク等」という。）は、あいちトリエンナーレ2013に対する理解と協力を高めるため、広く使用していただくこととしております。つきましては、マーク等を正しく使用していただくため、商品及びそれに準ずるものに使用する場合の手続き、使用方法等をまとめましたので、この趣旨をご理解いただき、あいちトリエンナーレ2013にご協力くださいますようお願い申し上げます。

### 1 ライセンシーの認定について

あいちトリエンナーレ2013のマーク等を商品へ使用することを希望する者は、あいちトリエンナーレ2013公式ショップ運営事務局ライセンス管理室（以下「ライセンス管理室」という。）に申請いただき、マーク等の使用承認手続きを経て、正式にライセンシー（被承認者）として認定されます。これによりマーク等を使用した商品の製造が可能となります。

### 2 公式ライセンス商品について

公式ライセンス商品とは、ライセンシーとして認定を受けた者が、販売を目的として企画・製造した商品及びそれに準ずるものをいいます。

#### 商品の例)

食品、衣類、玩具、文房具、日用品、スポーツ用品

#### 商品に準ずるものの例)

企画広告(有料)

※上記はあくまで一例です。

### 3 使用できるマーク等の内容について

- (1) 商品には、下記のマーク等を使用することができます。
  - ・メインビジュアル
  - ・シンボルマーク
  - ・名称のロゴタイプ
- (2) 使用できるマーク等のグラフィックデザインは「あいちトリエンナーレ2013「公式ライセンスグッズ」におけるシンボルマーク等デザインマニュアル（以下「デザインマニュアル」という。）に定めた規格、カラー等に従って適正に使用していただきます。
- (3) 商品の広告及び販売促進活動を行なう場合、下記の公式呼称を使用することができます。

## 「あいちトリエンナーレ2013 公式ライセンス商品」

### 4 使用申請者の資格について

企業、団体、個人、法人等（以下「企業等」という。）を問わず申請できます。

ただし、申請者本人又は企業等の代表者が、次の各号のいずれかに該当する場合は申請できません。

- ア) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者並びに破産宣告を受け復権していない者。
- イ) 銀行取引停止処分を受けている者、懲役又は禁固の刑に処せられその執行が終っていない者。
- ウ) 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で、判決が未確定の者。
- エ) 申込業種について3年以内に行行政処分を受けた者、暴力団員及びこれに準ずる者。

## 5 使用承認の基準について

ライセンス管理室は、第3項(2)に定める「デザインマニュアル」に基づく使用で、あいちトリエンナーレ2013に対する理解と協力を高めるために効果があると認められる場合は、マーク等の使用を承認するものとします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は承認をしません。

- ア) あいちトリエンナーレ2013の基本理念に反するおそれがあるとき。
- イ) あいちトリエンナーレ2013の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがあるとき。
- ウ) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあるとき。
- エ) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがあるとき。
- オ) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- カ) あいちトリエンナーレ2013独自の事業又はあいちトリエンナーレ実行委員会事務局(以下「実行委員会事務局」という。)の認めた関連事業を推進するうえで支障となるおそれがあるとき。
- キ) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- ク) 品質、性能等に関して公的機関の認定等が必要な販売物等について、当該認定等が得られていないとき。
- ケ) 前各号に掲げるもののほか、ライセンス管理室がマーク等の使用について不相当と認めたとき。

### ★ 使用不承認の場合

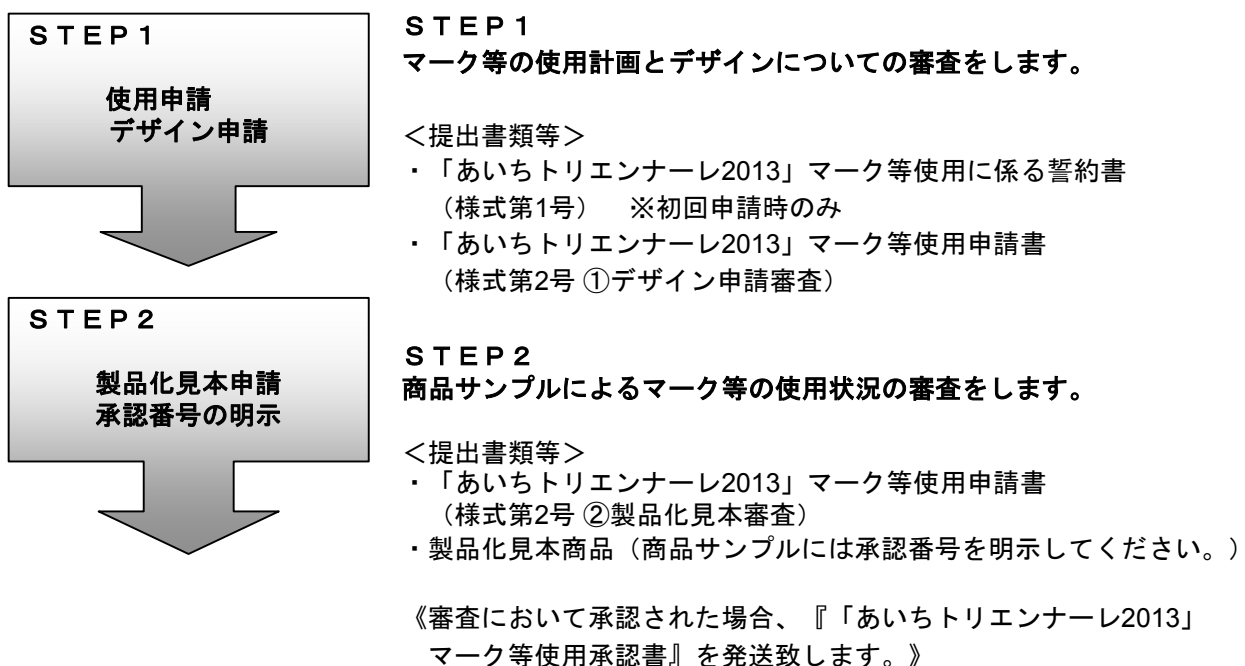
申請に要した費用等については、一切の責任を負いませんので予めご承認下さい。

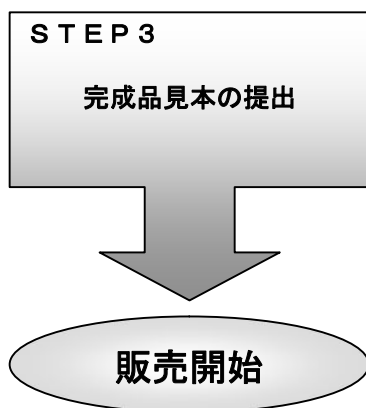
## 6 マーク等の使用料について

申請者は、商品を製造する場合、マーク等使用料は必要ありません。

## 7 使用承認の手続きについて

マーク等の使用申請は、以下の手順に従ってライセンス管理室の承認を得ていただきます。その際、申請された内容が第5項のただし書きに該当する場合、「デザインマニュアル」及び実行委員会事務局が定めるその他の規則等に反する場合、マーク等の使用を承認することができません。尚、申請に必要な提出書類については、申請の段階ごとに使用する様式を配布します。





### STEP 3

製造する全ての商品に承認番号を明示していただきます。  
また、完成品見本を提出していただきます。

<提出物>

・完成品（2セット）

※提出いただいた完成品見本は返却いたしません。

## 8 承認番号の明示について

商品には、固有の承認番号を、該当商品の本体（または商品タグやパッケージ等）に必ず明示していただきます。なお、商品本体への証紙貼付けはありません。

## 9 商品の製造について

商品の製造に当たっては、次の各号に定める事項を遵守していただきます。

- ア) ライセンシーは、自らはもとより、それ以外において商品を製造する場合においても、厳重な製造・品質管理を行なうものとし、一切の責任を負担していただきます。
- イ) ライセンシーは、全ての商品について、ライセンス管理室の承認を得た当該商品見本における品質を維持していただきます。
- ウ) 商品の品質上の欠陥もしくはライセンシーによる当該商品の販売方法に起因して、ライセンス管理室が第三者からクレーム（製造物責任法に基づくクレームを含む）を受けた場合には、すべてライセンシーにおいてこれを処理解決し、ライセンス管理室に対して迷惑及び損害を及ぼさないものとしていただきます。

## 10 商品の販売・流通について

- (1) ライセンシーが製造した商品は、自社ルート以外の場合は、あいちトリエンナーレ2013公式ショップ運営事務局（株式会社名古屋三越栄店）がライセンス商品を仕入し、小売店等の販売先へ卸売するものとします。  
取引条件は買取ではありません。詳しくはお問い合わせください。
- (2) あいちトリエンナーレ2013会場での商品販売は、あいちトリエンナーレ2013公式ショップ運営事務局が認めた販売店舗（以下「認定ショップという。」）でのみ可能となります。  
又、ライセンシーが製作する商品全てが、認定ショップでの販売を保障するものではありません。  
商品の採用・不採用は、認定ショップ担当において総合的に判断いたします。
- (3) ライセンシーにおいては、商品の販売に関し次の各号に定める事項を遵守していただきます。  
また、自社ルートの既存業者へ商品を卸す場合においても、その既存業者にこれらが遵守されることを条件に販売取引を行なっていただきます。
  - ア) 公式ライセンス商品を別の商品の一部として、または別の商品と抱き合わせで販売することはできません。
  - イ) 既存業者等へ商品を卸した場合、その商取引が成立した後であっても、会場内外を問わず申請した小売価格を守っていただきます。
  - ウ) ライセンシーは、商品の販売においては、マーク等のイメージ及び評判を毀(き)損しない態様においてこれを行っていただきます。

## 1.1 留意事項について

ライセンシーの認定を受け、商品の製造及び販売にあたり、この「マーク等使用取扱要項」に定める事項の外、次の各号に定める事項に同意し、これを遵守していただくこととなります。

### ア) 使用期間

使用期間は、承認日から平成25年10月27日までとします。

### イ) 販売猶予期間

ライセンシーは、使用期間満了後において在庫商品が有り、かつ、ライセンス管理室が認めた場合は、使用期間と同一条件により、平成26年3月31日まで販売できるものとし、更にそれ以降も継続して販売を希望する場合は実行委員会事務局の許可が必要となります。

### ウ) 承認取消

ライセンシーにおいて下記事由のいずれかに該当したときは、ライセンス管理室は直ちに使用承認の取消しをいたします。

この場合、ライセンシーは、当該取消しにより実行委員会事務局の被った損害の全てを賠償しなければなりません。

- a 使用承認手続きにおいてライセンシーがライセンス管理室に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- b マーク等をその承認された内容に違反して使用したとき。
- c その他社会的信用（企業等の経営状況を含む）を損なうおそれ、及び事実があるとライセンス管理室が認めたとき。

※承認取消の場合、ライセンシーは、すみやかにマーク等の使用を中止するとともに、それを使用した商品の販売を中止し、廃棄処分していただきます。

※回収に掛かる費用、当該取消しにより生じた損失等については、ライセンス管理室は一切の責を負いません。

### エ) 非独占的権利

使用承認に基づく全ての権利は、ライセンス管理室が承認した商品及び用途に限定してマーク等を使用するものであり、それは非独占的になされるものとします。

### オ) 知的所有権の帰属

ライセンシーは、マーク等に関する商標権、著作権その他の知的所有権があいちトリエンナーレ実行委員会事務局に帰属することを認識し、これに対して一切異議を申し述べないものとします。

### カ) 損失の補償等について

あいちトリエンナーレ2013のマーク等の使用を行ったことによる損失の補償等については、一切の責任を負わないものとします。

## 1.2 申請書等の提出先

あいちトリエンナーレ2013 公式ショップ運営事務局 ライセンス管理室

(担当：山田・瀬古)

〒460-8669

名古屋市中央区栄3-5-1 株式会社名古屋三越栄店 外商部法人担当内

TEL：052-252-3854

FAX：052-252-3844

E-mail：event@nagoya-mitsukoshi.co.jp

※営業時間：月～金（祝日を除く）午前10時～午後6時